

令和5年度税制改正大綱の概要

作成：令和4年12月21日

いつもお世話になります。令和4年12月16日に「令和5年度与党税制改正大綱」が公表されました。その概要の一部につきましてご案内致します。詳細は弊社担当者にお尋ね下さい。

<個人所得課税>

NISAの抜本的拡充と恒久化

制度を恒久化し、非課税で投資できる期間を無期限にする。また年間投資上限額を360万円とし、一生涯にわたる非課税限度額を1,800万円とする。(令和6年1月1日から適用)

<資産課税>

① 生前贈与加算制度の見直し

生前に贈与により取得した財産の価額を、相続税の課税価格に加算する期間を3年から7年に延長し、延長した4年間に受けた贈与は100万円までは相続財産に加算しない。(令和6年1月1日以後の贈与から適用)

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の非課税措置は3年、結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の非課税措置は2年延長する。

<消費税>

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る見直し

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合又は課税事業者選択届出書を提出した場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、売上に係る消費税額の8割とする。(令和5年10月1日から3年間)

② 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、支払額が1万円未満の場合、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める。(令和5年10月1日から6年間)

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

売上に係る対価の返還等に係る税込金額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。(令和5年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係る対価の返還等が対象)

<納税環境整備>

スキャナー保存制度の要件緩和

スキャナーで読み取った際の解像度などの情報保護要件の廃止、及び記録事項の入力者などの情報の確認要件を廃止したうえで、相互関連性要件について契約書・領収書などの重要書類に限定する。(令和6年1月1日以後のスキャナー保存に適用)

税理士法人スリーエス

住所：千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館10階 TEL：043-308-0351

東京都中央区京橋2-12-4 光和ビル7階 TEL：03-5159-6021